

# ⑤「あんしん」・「あんしん」ロング



## 意向確認【ご加入前のご確認】

「あんしん」・「あんしん」ロングは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)

### 「あんしん」

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を受け取ることができます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。  
(各制度ごと、収支計算を行います)
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。

### 「あんしん」ロング

- 万が一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を受け取ることができます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。  
(各制度ごと、収支計算を行います)

### 「あんしん」

【保険期間】令和2年11月1日(日)～令和3年10月31日(日)

加入対象者



## 保障額

申込コース	本人								障害年金1級、2級 【障害初期給付金】	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)				ボーナス給付(年2回)					不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合表 第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】	不慮の事故による 5日以上の入院 【入院給付金】
	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)					
R1	3,748	30	11.8	4,272	937	30	17.8	1,068	468.5	400	400	280 ~ 40	6,000
N1	3,200	25	11.8	3,560	800	25	17.8	890	400.0	400	400	280 ~ 40	6,000
C1	2,660	20	12.0	2,888	1,321	20	35.8	1,434	398.1	400	400	280 ~ 40	6,000
Q1	2,108	30	6.6	2,403	1,045	30	19.8	1,191	315.3	400	400	280 ~ 40	6,000
D1	2,060	15	12.1	2,184	1,026	15	36.2	1,088	308.6	400	400	280 ~ 40	6,000
A1	1,800	25	6.6	2,002	892	25	19.8	992	269.2	400	400	280 ~ 40	6,000
E1	1,540	10	13.2	1,593	766	10	39.6	792	230.6	400	400	280 ~ 40	6,000
I1	1,280	20	5.7	1,390	634	20	17.2	688	191.4	400	400	280 ~ 40	6,000
J1	1,000	15	5.8	1,060	493	15	17.4	522	149.3	400	400	280 ~ 40	6,000
K1	690	10	5.9	714	341	10	17.6	352	103.1	400	400	280 ~ 40	6,000
G1	590	5	9.9	595	295	5	29.7	297	88.5	400	400	280 ~ 40	6,000
M1	415	5	6.9	419	206	5	20.8	208	62.1	400	400	280 ~ 40	6,000

「あんしん」／「あんしん」ロング

本人

申込コース	一般の死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）								障害年金1級、2級 【障害初期給付金】 (万円)	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	月額給付				ボーナス給付（年 2回）					不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金（給付割合表 第1級）】 (万円)	不慮の事故による 身体障害（程度により） 【障害給付金（給付割合表 第2級～第6級）】 (万円)	不慮の事故による 5日以上入院 （120日を限度として） 【入院給付金】 1日につき（円）
	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)					
R	3,748	30	11.8	4,272	-	-	-	-	374.8	400	400	280～40	6,000
N	3,200	25	11.8	3,560	-	-	-	-	320.0	400	400	280～40	6,000
C	2,660	20	12.0	2,888	-	-	-	-	266.0	400	400	280～40	6,000
Q	2,108	30	6.6	2,403	-	-	-	-	210.8	400	400	280～40	6,000
D	2,060	15	12.1	2,184	-	-	-	-	206.0	400	400	280～40	6,000
A	1,800	25	6.6	2,002	-	-	-	-	180.0	400	400	280～40	6,000
E	1,540	10	13.2	1,593	-	-	-	-	154.0	400	400	280～40	6,000
I	1,280	20	5.7	1,390	-	-	-	-	128.0	400	400	280～40	6,000
J	1,000	15	5.8	1,060	-	-	-	-	100.0	400	400	280～40	6,000
K	690	10	5.9	714	-	-	-	-	69.0	400	400	280～40	6,000
G	590	5	9.9	595	-	-	-	-	59.0	400	400	280～40	6,000
M	415	5	6.9	419	-	-	-	-	41.5	400	400	280～40	6,000
S	200	3	5.5	200	-	-	-	-	20.0	200	200	140～20	3,000
T	100	3	2.7	100	-	-	-	-	10.0	100	100	70～10	1,500

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。  
 ・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。  
 ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

**年金の取り扱いについて**  
 ・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。  
 ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取扱いは協定書に定められています。

**障害特約についての注意事項**

- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。  
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

「あんしん」/「あんしん」ロング

配偶者									
申込金額 (万円)	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		
	月額給付				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による高度障害 【障害給付金 (給付割合表第1級)】	不慮の事故による身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表第2級~第6級)】	不慮の事故による5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】	
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付年金受取総額 (約万円)					
800	800	10	6.9	828	400	400	280 ~	40	6,000
600	600	7	7.2	611	400	400	280 ~	40	6,000
400	400	5	6.7	404	400	400	280 ~	40	6,000
100	100	3	2.7	100	100	100	70 ~	10	1,500

●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

子ども						
申込金額 (万円)	一般の死亡・高度障害 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		
		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による高度障害 【障害給付金 (給付割合表第1級)】 (万円)	不慮の事故による身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表第2級~第6級)】 (万円)	不慮の事故による5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 (万円)	
400	400	120	120	84 ~	12	1,800
300	300	90	90	63 ~	9	1,350
200	200	60	60	42 ~	6	900
100	100	30	30	21 ~	3	450



保険料についてはP15~17をご確認ください。

## ◎「あんしん」既加入者専用コース

### 保障額

加対区	入象分	コース	月額給付						ボーナス給付				合計		不慮の事故を原因として事故の日から180日以内の				
			年金で受取る場合			年金原資	年金で受取る場合			年金原資	年金原資		死亡、特定感染症による死亡	高度障害	身体障害 (程度により)	5日以上の入院 (120日を限度として)			
			年金給付期間	年金月額	受取総額	一般の死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級) のとき死亡・高度障害・障害保険金	障害状態 (障害年金1級・2級) のとき障害初期給付金	年金給付期間	ボーナス給付額	受取総額	一般の死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級) のとき死亡・高度障害・障害保険金 (月額+ボーナス)	障害状態 (障害年金1級) のとき障害初期給付金					一般の死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級)	障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (給付割合表第2級~第6級)
本人	B・B1	F・F1	25	9.5	2,859	2,570	257.0	25	28.3	1,417	1,274	127.4	3,844	400	400	40~280	6,000		
			7	9.8	831	815	81.5	7	29.5	414	406	40.6	1,221						
			25	4.7	1,435	1,290	129.0	25	14.1	708	637	63.7	1,927						
			7	6.9	581	570	57.0	7	20.7	290	285	28.5	855						

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- B、F、H、Lコースは月額給付のみです。
- B1、F1、H1、L1コースは月額給付+ボーナス給付の組み合わせとなります。
- 既加入者専用コースは新規加入できません。
- 現在既加入者専用コースに加入している方は継続可能です。
- コースを変更する場合は本パンフレット9~12ページの「あんしん」保障額表をご参照ください。増額する場合は告知内容を確認してください。

### 障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

### 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

(単位:円)

加対区	入象分	コース	払方	15~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳		61~64歳		65歳	
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
				本人	B(B1)	月払	2,836	2,193	3,530	3,196	4,506	3,633	6,229	4,892	9,184	6,640	13,656	8,644	20,492
6,650	4,740	8,714	7,721				11,619	9,020	16,740	12,766	25,531	17,964	38,831	23,926	59,165	32,028	54,502	28,818	
F(F1)	月払	1,309	1,105		1,530	1,423	1,839	1,562	2,385	1,961	3,322	2,515	4,740	3,151	6,908	4,015	6,411	3,673	
		2,119	1,511		2,777	2,460	3,703	2,874	5,335	4,068	8,136	5,725	12,375	7,625	18,855	10,207	17,369	9,184	
H(H1)	月払	1,722	1,400		2,070	1,903	2,561	2,122	3,426	2,754	4,908	3,631	7,154	4,637	10,585	6,005	9,798	5,463	
		3,325	2,370		4,357	3,860	5,809	4,510	8,371	6,382	12,766	8,982	19,416	11,963	29,582	16,014	27,251	14,409	
L(L1)	月払	1,096	953		1,250	1,176	1,466	1,273	1,849	1,552	2,504	1,940	3,496	2,384	5,012	2,988	4,664	2,749	
		1,488	1,060		1,950	1,727	2,599	2,018	3,745	2,856	5,712	4,019	8,687	5,353	13,235	7,165	12,192	6,447	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 配偶者・子ども特約・災害保障特約・子ども災害保障特約・障害特約の保険料は月払のみです。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 半年単位の契約日から次のボーナス払保険料が払込まれる前に、死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかの支払事由が生じた場合には、そのボーナス払保険料が払込まれたときに限り、月払保険部分およびボーナス払保険部分の保険金をお支払いいたします。
- いずれか1種類を選んでください。



配偶者

申込金額 (万円)	性別	月払保険料 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		16～35歳 (S60.5.2～ H17.5.1)	36～40歳 (S55.5.2～ S60.5.1)	41～45歳 (S50.5.2～ S55.5.1)	46～50歳 (S45.5.2～ S50.5.1)	51～55歳 (S40.5.2～ S45.5.1)	56～60歳 (S35.5.2～ S40.5.1)	61～65歳 (S30.5.2～ S35.5.1)	66～69歳 (S26.5.2～ S30.5.1)
800	男性	1,208	1,376	1,656	2,152	2,984	4,240	6,304	9,072
	女性	992	1,264	1,400	1,776	2,264	2,816	3,616	4,680
600	男性	1,056	1,182	1,392	1,764	2,388	3,330	4,878	6,954
	女性	894	1,098	1,200	1,482	1,848	2,262	2,862	3,660
400	男性	904	988	1,128	1,376	1,792	2,420	3,452	4,836
	女性	796	932	1,000	1,188	1,432	1,708	2,108	2,640
100	男性	226	247	282	344	448	605	863	1,209
	女性	199	233	250	297	358	427	527	660

子ども

申込金額 (万円)	月払保険料 (円)
400	460
300	345
200	230
100	115

年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律  
3～22歳 (H10.5.2～H30.5.1)

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年齢以外の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

# 「あんしん」ロング

【保険期間】令和2年11月1日(日)～令和3年10月31日(日)

加入対象者



「あんしん」とセットでのご加入となります

退職後も69歳まで継続できます

## 保障額

申込 コース	本人							
	死亡・高度障害のとき							
	月額給付				ボーナス給付(年2回)			
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)
U1	1,543	10	13.3	1,597	387	10	20.0	400
X1	900	5	15.1	909	350	5	35.3	353
V1	590	5	9.9	595	300	5	30.3	303
W1	295	5	4.9	297	195	5	19.6	196
U	1,543	10	13.3	1,597	-	-	-	-
X	900	5	15.1	909	-	-	-	-
V	590	5	9.9	595	-	-	-	-
W	295	5	4.9	297	-	-	-	-
Z <small>51歳以上 限定</small>	180	3	5.0	180	-	-	-	-
Y <small>51歳以上 限定</small>	100	3	2.7	100	-	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### 年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

申込 金額(万円)	配偶者			
	死亡・高度障害のとき			
	月額給付			
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)
200	200	5	3.3	202
100 <small>51歳以上 限定</small>	100	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。



保険料については  
P21～22をご確認  
ください。

## 「あんしん」ロングの内容

### 「あんしん」ロング設置の背景

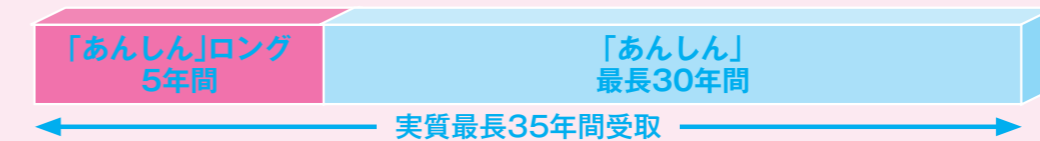
社会保険制度の改定による退職後保障の必要性或いは労働法制(勤務体系)の改定による雇用延長など組合員を取り巻く環境が変化してきていることを踏まえ、組合員の生活実態に適した給付を実現する為「あんしん」ロングを設置し、より一層の内容の拡充を図っております。



### 「あんしん」ロングの特長

#### 給付期間の延長、5年間の年金額を上乗せ

##### ●「5年間給付受取期間延長」



○「あんしん」の給付開始を5年間据え置くことで実質35年間の受取が可能になります。

##### ●「5年間給付受取前厚」



○給付開始当初5年間の年金額を上乗せして生活復興資金として充実した年金受取が可能になります。

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

		本人							
申込コース	性別	保険料 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		15～35歳 (S60.5.2～H18.5.1)		36～40歳 (S55.5.2～S60.5.1)		41～45歳 (S50.5.2～S55.5.1)		46～50歳 (S45.5.2～S50.5.1)	
	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	
U1	男性	1,219	1,834	1,543	2,322	2,083	3,135	3,040	4,574
	女性	802	1,207	1,327	1,997	1,589	2,392	2,315	3,483
X1	男性	711	1,659	900	2,100	1,215	2,835	1,773	4,137
	女性	468	1,092	774	1,806	927	2,163	1,350	3,150
V1	男性	466	1,422	590	1,800	797	2,430	1,162	3,546
	女性	307	936	507	1,548	608	1,854	885	2,700
W1	男性	233	924	295	1,170	398	1,580	581	2,305
	女性	153	608	254	1,006	304	1,205	443	1,755
U	男性	1,219	-	1,543	-	2,083	-	3,040	-
	女性	802	-	1,327	-	1,589	-	2,315	-
X	男性	711	-	900	-	1,215	-	1,773	-
	女性	468	-	774	-	927	-	1,350	-
V	男性	466	-	590	-	797	-	1,162	-
	女性	307	-	507	-	608	-	885	-
W	男性	233	-	295	-	398	-	581	-
	女性	153	-	254	-	304	-	443	-
Z	男性	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-
Y	男性	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-

		配偶者							
申込金額 (万円)	性別	月払保険料 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		16～35歳 (S60.5.2～H17.5.1)	36～40歳 (S55.5.2～S60.5.1)	41～45歳 (S50.5.2～S55.5.1)	46～50歳 (S45.5.2～S50.5.1)	51～55歳 (S40.5.2～S45.5.1)	56～60歳 (S35.5.2～S40.5.1)	61～65歳 (S30.5.2～S35.5.1)	66～69歳 (S26.5.2～S30.5.1)
200	男性	158	200	270	394	602	916	1,432	2,124
	女性	104	172	206	300	422	560	760	1,026
100	男性	-	-	-	-	301	458	716	1,062
	女性	-	-	-	-	211	280	380	513

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
 ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ・本人Zコースと配偶者100万円コースは51歳以上からご加入いただけます。

## 「あんしん」・「あんしん」ロング

### 保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。  
 ※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
  - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの<sup>\*</sup>  
 ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
  - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.40**

		本人							
申込コース	性別	保険料 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		51～55歳 (S40.5.2～S45.5.1)		56～60歳 (S35.5.2～S40.5.1)		61～65歳 (S30.5.2～S35.5.1)		66～69歳 (S26.5.2～S30.5.1)	
	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	
U1	男性	4,644	6,989	7,067	10,635	11,048	16,626	16,387	24,660
	女性	3,256	4,899	4,320	6,502	5,863	8,824	7,916	11,912
X1	男性	2,709	6,321	4,122	9,618	6,444	15,036	9,558	22,302
	女性	1,899	4,431	2,520	5,880	3,420	7,980	4,617	10,773
V1	男性	1,776	5,418	2,702	8,244	4,224	12,888	6,266	19,116
	女性	1,245	3,798	1,652	5,040	2,242	6,840	3,027	9,234
W1	男性	888	3,522	1,351	5,359	2,112	8,377	3,133	12,425
	女性	622	2,469	826	3,276	1,121	4,446	1,513	6,002
U	男性	4,644	-	7,067	-	11,048	-	16,387	-
	女性	3,256	-	4,320	-	5,863	-	7,916	-
X	男性	2,709	-	4,122	-	6,444	-	9,558	-
	女性	1,899	-	2,520	-	3,420	-	4,617	-
V	男性	1,776	-	2,702	-	4,224	-	6,266	-
	女性	1,245	-	1,652	-	2,242	-	3,027	-
W	男性	888	-	1,351	-	2,112	-	3,133	-
	女性	622	-	826	-	1,121	-	1,513	-
Z	男性	542	-	824	-	1,289	-	1,912	-
	女性	380	-	504	-	684	-	923	-
Y	男性	301	-	458	-	716	-	1,062	-
	女性	211	-	280	-	380	-	513	-

### つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
  - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
    - ・告知義務違反により解除となったとき
    - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
    - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
    - ・重大事由に該当し解除となったとき
  - 死亡保険金について
    - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
    - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
  - 高度障害保険金について
    - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.39**